

審査基準表

(首都圏における宮崎県LFP商品等販路開拓支援事業業務委託企画提案競技)

審査項目		審査内容	配点	
1	コンセプトの理解	・本業務の趣旨や目的等十分に理解した提案がされているか。	10	
2	企画内容	企画全体	・全体を通して、LFP商品等の販路開拓、販売拡大が見込める内容となっているか。	10
		商談先の選定	・商品特性や購買層を踏まえた事業者が3者選定されているか。	5
			・4者以上選定されている場合の加点 (4者=3点、5者=4点、6者以上=5点)	10
		テスト販売の実施	・今後の取引づくりに繋がるような小売店が1者選定されているか。	5
			・2者以上選定されている場合の加点 (2者=3点、3者=4点、4者以上=5点)	10
		バイヤーと製造事業者の面会	・小売店のバイヤー等と製造事業者を交えた商談、産地視察等が提案されているか。	10
		即売会の実施	・商品特性や購買層を踏まえた即売会が設定されているか。	5
			・即売会が延べ2回以上設定されている場合の加点 (2回=3点、3回=4点、4回以上=5点)	10
3	実施スケジュール	・業務実施のスケジュールが現実的で妥当なものか。	5	
4	受託体制	・業務を安定的に実施することができる必要な人材や体制が確保されているか。	5	
5	実績	・本業務を委託するに相応しい同程度の業務実績や熟練度があるか。	5	
6	経済性	・提案内容に対し経費の積算は妥当か。また、節減が図られているか。	10	
計			100	

【審査方法】

- (1) 委員は、各項目について審査を行い、採点する。
- (2) 全ての委員の点数を集計する。
- (3) 集計の結果、合計点数が最も高い参加者を受託候補者として決定する。
なお、点数が同点の場合は、委員の協議により決定する。
- (4) 委員の合計点数が最低基準点である200点(満点400点×5割)以上になった参加者がいなかったときは、受託候補者を決定しない。
- (5) 参加者が1者だけの場合、委員の合計点数が最低基準点である200点(満点400点×5割)以上になったとき、その参加者を受託候補者として決定する。